

新型コロナウイルス感染症対策について

商工会では、国、県、町の新型コロナウイルス対策支援施策の普及活動に相談事務補助員を配置し、今まで以上に皆様方からの相談にきめ細やかに対応していきます!!

■資金繰りの支援



新型コロナウイルスの影響で**資金繰りに支障**をきたしている方はご相談ください。

コロナ対策としていろいろな融資制度が創設されています。融資制度の中から、皆様の資金繰り改善に最も効果的な融資制度を斡旋させていただきます。

※ただし、ご融資をお約束するものではありません。

■支援金の申請支援

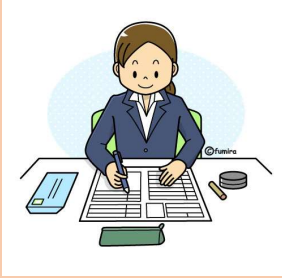
【吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金】

町内中小企業者が対象の継続支援金が、**6月から農林業者の皆様も対象**となるよう制度改正が行われました。

(1事業者あたりにつき1回申請となります。 30万円以内)

- ・商工会の会員の方は商工会が申請窓口です。
- ・商工会会員以外の農林業者の方は役場産業課で受け付けます。

※詳細については、**同封のチラシをご覧ください**



■給付金の申請支援

新設【家賃支援給付金】（国）

テナント事業者の地代・家賃の負担を軽減することを目的として創設されました。

今年5月～12月において、下記のいずれかに当てはまるテナント事業者に対して支給されます。

- ・上記の期間中のいずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- または、連続する3か月の合計で売上高が前年同期比で30%以上減少

※詳細については、**同封のチラシをご覧ください**

【持続化給付金】（国）

今年1月～12月のうち、いずれかの月の売上が前年の同じ月の売上の50%以下となっていれば申請ができます。

※上記の給付金は電子申請となっていますが、**スマホやメールアドレスが無い方も申請のお手伝いができます**のでご相談ください。

※申請に必要な書類等ございますので**事前に連絡をお願いします**。



吉賀町商工会

ご相談は、最寄りの
商工会へ!!

・本所 (☎77-1255) ・柿木支所(☎79-2239)